

(ポイント)

●今後、ネパール政府は、在日ネパール人のネパールへの帰還のため、チャーター便を検討しておりますが、6月23日にカトマンズ発成田行で運航される機材の往路便に真に帰国が必要な日本人を搭乗させてもらうよう当館よりネパール政府に対して依頼中です。

●今回のチャーター便はこれまでとは異なり、在日ネパール人のネパールへの帰還が目的であるため往路便の搭乗にはネパール政府の了承が必要なため、調整に時間を要することが考えられます。つきましては、上記チャーター便への搭乗を希望される方におかれましては、下記の旅行代理店に6月17日(水)12:00(時間厳守)までに、直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。

●現在、カトマンズ外に滞在されており、本チャーター便を利用される方は、旅行代理店への予約を完了させた上で、各郡のCDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)から通行許可証を取得する必要がありますが、同許可証を取得するためには必ず事前に当館から内務省に対して申請者の情報を通報しておく必要があるため、上記チャーター便の予約が完了された方の中、各郡のCDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)から通行許可証を取得する必要がある方は、以下6の情報と共に、6月17日(水)12:00(時間厳守)までに、以下5の連絡先までご連絡願います。

なお、カトマンズまでの移動については、ご自身で車両等の手配をしていただくこととなります。

また、上記日時までに旅行代理店での予約の完了が困難な場合には、後日旅行代理店での予約を完了するという前提で以下6の情報を予め当館にご連絡頂いても結構です。

●当館から内務省への通報が終わり次第、当館から領事メールでご連絡させていただきます。その後、各自で各郡のCDOで手続きを行っていただけますようお願いいたします。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-61)

ネパール航空の日本行きチャーター便の運航について

1 今後、ネパール政府は、在日ネパール人のネパールへの帰還のため、チャーター便を検討しておりますが、6月23日にカトマンズ発成田行で運航される機材の往路便に真に帰国が必要な日本人を搭乗させてもらうよう当館よりネパール政府に対して依頼中です。

今回のチャーター便はこれまでとは異なり、在日ネパール人のネパールへの帰還が目的であるため往路便の搭乗にはネパール政府の了承が必要なため、調整に時間を要することが考えられます。つきましては、上記チャーター便への搭乗を希望される方におかれましては、下記の旅行代理店に6月17日(水)12:00(時間

厳守)までに、直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。

2 旅行代理店

代理店名：ネイチャーエクスプレス社 (NATURE EXPRESS 社)

住所：Durbarmarg, Kathmandu,

電話番号：01-4226985, 4230905, 4230991, 98510—20539

E-mail：nex@mos.com.np

Website：<http://nexnepal.com/>

3 現在、カトマンズ外に滞在されており、本チャーター便を利用される方は、旅行代理店への予約を完了させた上で、各郡の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得する必要がありますが、同許可証を取得するためには必ず事前に当館から内務省に対して申請者の情報を通報しておく必要があるため、上記チャーター便の予約が完了された方の内、各郡の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得する必要がある方は、以下6の情報と共に、6月17日(水)12:00(時間厳守)までに、以下5の連絡先までご連絡願います。

なお、カトマンズまでの移動については、ご自身で車両等の手配をしていただくこととなります。

また、上記日時までに旅行代理店での予約の完了が困難な場合には、後日旅行代理店での予約を完了するという前提で以下6の情報を予め当館にご連絡頂いても結構です。

4 当館から内務省への通報が終わり次第、当館から領事メールでご連絡させていただきます。その後、各自で各郡の CDO で手続きを行っていただけますようお願いいたします。

5 連絡先

consular-emb@km.mofa.go.jp

6 記入事項

- (1) 氏名 (パスポート表記と同じローマ字) (例：Gaimu Taro)
- (2) 性別 (例：Male)
- (3) 生年月日 (西暦でお願いします, 例：1980/12/12)
- (4) 旅券番号 (例：TR1234567)
- (5) メールアドレス (当館からご連絡させていただく可能性がございます)
- (6) 電話番号 (携帯番号が無い場合も、宿泊先の電話番号等、当館から連絡がつく電話番号を通報ください。)
- (7) ネパールでの滞在先住所 (必ず郡の名前を記載すること)

7 新型コロナウイルスの影響でネパール国内の移動が厳しく制限されていることにより、本チャーター便に搭乗出来なかった場合にも、当館は一切の責任を負いませんので、ご理解願います。

8 日本では以下の検疫強化措置が実施されております。

全ての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所（自宅またはホテル）で14日間待機し、国内において公共交通機関（電車、バス、タクシー、飛行機等）を使用しないことを要請する決定もなされています（但し、家族が運転する自動車やレンタカー等はこれに該当しません）。

また、自宅ではないところでの14日間の待機は、ホテルや旅館など、出国前にご自身で確保した宿泊施設を指定することとなります。宿泊にかかる費用についてはご自身で負担いただくこととなります。さらに移動に際しては、電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船などの公共交通機関を使用しないようお願いいたします。

詳細については以下をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。（オンライン在留届HP：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

※短期渡航者の方でたびレジの登録がお済みでない方は、緊急時の連絡、安否確認、支援のためにたびレジの登録をお願いいたします。（たびレジHP：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールの配信を希望されない方は、大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。（了）